建設技術アドバイス事業に関する　よくあるご質問

Ｑ１　建設エキスパート（以下「エキスパート」という。）、災害復旧技術アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）とは

Ａ１　エキスパートは民間建設関係企業の退職者で、当センターが認定した一定の資格を持った高度な知識を有した方です。また、災害復旧技術アドバイザーは、栃木県県土整備部長が認定した、災害復旧に関する豊富な経験や技術力を有した栃木県県土整備部退職者です。災害復旧技術アドバイザーも建設エキスパートとしてみなされます。

Ｑ２　建設技術アドバイス事業における支援とは？

Ａ２　市町の支援要請に応じて、エキスパート又はアドバイザーを市町へ派遣し、災害復旧事業や公共事業の調査計画、工事等をアドバイザーとして技術支援を行うものです。

Ｑ３　建設技術アドバイス事業における支援内容は？

Ａ３　公共事業における、災害復旧、調査、測量、設計、施工、積算、監理、監督、検査等、事業全般にわたり支援要請者（市町の監督員等）に対する、技術的な指導、助言の支援を行います。

Ｑ４　エキスパートに登録するための審査内容は？

Ａ４　審査は書類審査と面接審査があります。
書類審査は、登録申請書の不備や所持資格、実務経験等を確認し、面接審査は専門とする分野の経験年数や内容等を確認するものです。

Ｑ５　アドバイザー、エキスパートに種類はありますか？

Ａ５　アドバイザーに種類はありません。
エキスパートには経験年数や技術力（保有資格等）に応じ、第１種から第３種まであります。
・第３種建設エキスパートとは、専門分野における極めて高度な知識と20年以上の経験、さらに建設技術に関する広範な総合的知見を有し、リーダーとして課題解決に従事した経験が１０年以上の方。
・第２種建設エキスパートとは、専門分野における高度な知識と１５年以上の経験、さらに建設技術に関する広範な総合的知見を有し、リーダーとして課題解決に従事した経験が５年以上の方で、第３種建設エキスパート以外の方。

・第１種建設エキスパートとは建設技術に関する総合的知見を有し、自己の判断で任務を遂行する能力を有する方で、第２種建設エキスパート及び第３種建設エキスパート以外の方。